

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は(株)高知新聞企業 (以下「当社」という)が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結する事になります。

2. お申し込み

(1) ご来店にてお申込みの場合、所定のお申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)
*申込金は、「旅行代金」「取消料」「運送料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3) a. 旅行開始日に80歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(4) お申し込み時に18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

(5) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合があります。

②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

3. お客様が発売までに実施する事項

(1) 旅券・査証について
(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ下さい。)

①旅券(パスポート)：この旅行には有効期限が()ヶ月以上残っている旅券が必要です。

②査証(ビザ)：この旅行には() ()の国の査証が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券、査証取得はお客様の責任で行って下さい。これら手続き等の代行については、当社が渡航手続料金をいただいております。

(2) 保険衛生について
渡航先の衛生状態については厚生労働省検疫所ホームページ「海外感染症発生情報」または、「国・地域別情報」https://www.forth.go.jp/index.htmlでご確認下さい。

(3) 海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また外務省の「外務省海外安全ホームページ」https://www.anzen.mofa.go.jp/でもご確認下さい。

(4) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除する事があります。また、外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。但し、当社が安全に對し適切な措置が取られると判断した場合は旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を解除される場合は、当社は所定の取消料をいただきます。

4. 旅行代金

子供代金は旅行開始時に満2歳以上12歳未満のお子様へ適用します。

1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様代金です。

5. 追加代金

追加代金は、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択、⑧出発・帰着曜日の選択により追加する代金をいいます。

7. 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

8. 旅行契約内容・代金の変更

(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容の変更や、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。また、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2) 奇数人数でお申込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けたとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

9. 取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消料の場合も下記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金は表記の旅行代金に「5.」の追加代金を加えた合計額です。

国内(旅行開始日の前日から起算して)

21日前まで	20~8日前 (日曜9:10~8日前)	7~2日前	旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除及び無連絡不参加
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

海外(旅行開始日の前日から起算して)

※ピーク時のみ適用 40~31日前	30~3日前	旅行開始日の前々日以降	旅行開始後の解除及び無連絡不参加	※ピーク時とは 4月27日~5月6日 7月20日~8月31日 12月20日~1月7日
旅行代金の10%	旅行代金の20%	旅行代金の50%	旅行代金の100%	

チャーター便利用(旅行開始日の前日から起算して)

国内	61日前まで	60~31日前	30~21日前	20~4日前	3日前~当日及び無連絡不参加
海外	91日前まで	90~31日前			
	無料	旅行代金の20%	旅行代金の50%	旅行代金の80%	旅行代金の100%

10. 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

- a. 旅行開始日又は終了日の変更
- b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
- c. 運送機関の種類又は会社名の変更
- d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
- g. 宿泊機関の種類又は名称の変更
- h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

②旅行代金が増額された場合。
③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

11. 当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- ・旅行代金を期日までに支払いただけないとき。
- ・申込条件の不適合。
- ・病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

12. 当社の責任

当社は、当社または手配代行者がお客様さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他、当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

13. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円~40万円、国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円~10万円、国内旅行1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(旅行者1企画につき15万円を限度。一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、損害額が3千円を超える場合は、当社は、損害補償金を支払いません。また、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

14. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「5.」の追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

15. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったとき、当社は当該お客様に損害を賠償していただきます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めてください。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

16. お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、別途定める手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

17. 旅行傷害保険について

病氣、怪我をした場合多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費また死亡、後遺障害などを担保するためお客様ご自身で十分な旅行傷害保険に加入する事をおすすめします。

18. お買い物について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産に、ご案内する事があります。当社ではお店の選定には万全を期しておりますが購入の際にはお客様ご自身の責任でご購入下さい。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしませんのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートのお受取等必ず行って下さい。免税払戻がある場合はご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きはお土産店・空港において手続き方法をご確認の上お客様ご自身の責任で行って下さい。ワシントン条約又は国際諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意下さい。

19. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

20. 個人情報取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
※このほか、当社は、(1)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

21. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)により、当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttps://www.kochi-sk.co.jp/kanko/conditions.htmlでもご覧いただけます。